

海老名市コミュニティバス回数券有料広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、海老名市有料広告事業基本要綱（平成18年4月25日制定。以下「要綱」という。）第5条及び第6条の規定に基づき、海老名市コミュニティバス回数券（以下「回数券」という。）への有料広告の取り扱いについて必要な事項を定める。

(広告の規格等)

第2条 広告は、回数券及びくるみ表紙に掲載し、回数券については縦17mm×横29mm以内、くるみ表紙表面については縦30mm×横50mm以内、くるみ表紙裏面については縦50mm×横50mm以内の墨一色刷りとする。

(広告掲載料)

第3条 回数券1冊につき、広告掲載料は50円とする。この場合において、申込みについては1口1,000冊として募集する。

(広告掲載の優先順位)

第4条 広告掲載に係る優先順位は、次の各号の順序とする。

- (1) 国及び地方公共団体並びに公益法人等
- (2) 市内に事業所等を有する私企業
- (3) 前2号に該当しない者

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、広報えびな、市ホームページ等により行う。

(広告掲載の申込等)

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、海老名市コミュニティバス回数券有料広告掲載申込書（第1号様式）に、当該広告の見本その他必要書類を添付して市長に提出するものとする。

(広告掲載の決定等)

第7条 市長は、前条の申込書を受理し、要綱第3条及び第4条の規定に基づき審査

し、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 第4条に規定する優先順位が同じ申込者が複数ある場合は、総合的に判断し、決定するものとする。

3 前2項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、海老名市コミュニティバス回数券有料広告掲載決定通知書（第2号様式）により当該申込者に通知するものとする。

4 広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、速やかに掲載しようとする広告（原稿を含む。）を市長に提出するものとする。

（広告掲載料の納付）

第8条 広告主は、掲載の決定後、指定する期日までに市の発行する納入通知書により広告掲載料を納入するものとする。ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。

（広告主の責任）

第9条 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

（決定の取り消し）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条の規定による広告掲載の決定を取消することができる。

（1） 指定する期日までに、掲載しようとする広告（原稿を含む。）を提出しなかったとき。

（2） 指定する期日までに、広告掲載料を納入しなかったとき。

（3） その他市長が、特に広告掲載に支障があると認めたとき。

（広告掲載料の還付）

第11条 広告掲載料は、還付しない。ただし、市長の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、還付することができる。

（委任）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年5月1日から施行する。

《平成18年7月1日制定》

《平成19年10月23日改正》

《平成25年6月13日改正》

第1号様式（第6条関係）

海老名市コミュニティバス回数券有料広告掲載申込書

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 住 所
氏 名

代表者氏名
連 絡 先

海老名市有料広告事業基本要綱、海老名市コミュニティバス回数券有料広告掲載取扱要領を遵守のうえ、下記のとおり申込みます。

記

広告掲載場所	
広告内容	
掲載価格	円
掲載部数	部
添付資料	

【注意事項】

- ※ 掲載を希望する広告の見本等を添付してください。
- ※ 企業・団体等の業務内容等がわかる書類も添付してください。

第2号様式（第7条関係）

海老名市コミュニティバス回数券有料広告掲載決定通知書

年 月 日

殿

海老名市長

年 月 日付けで申し込みのありました広告の掲載について、
下記のとおり決定したのでお知らせします。

記

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載する <input type="checkbox"/> 掲載しない (理由)
広告掲載部数	部
広告掲載料	金 円 納付期限 年 月 日
その他 (掲載条件等)	

【注意事項】

※広告にイラスト、写真、ロゴ等を使用する場合は、申込者で著作権の確認を行い、著作権料が発生する場合はその支払いをすること。市では一切の責任を負いません。